

# 障害児と定型発達児の公園共同利用にむけた 教育者・援助者・地域住民らのそれぞれの方略の検討

インクルーシブでノーマライゼーションとなる地域参加に向けての意義と課題

A Study of the Strategies of Educators, Supporters, and Local Residents for the Shared Use of Parks by Children with Disabilities and Children with Regular Development

Significance and challenges for inclusive and normalizing community participation

○二階堂哲<sup>1</sup>、小幡知史<sup>2</sup>、渡辺修宏<sup>3</sup>

茨城県立美浦特別支援学校<sup>1</sup>、樹の子クラブ<sup>2</sup>、国際医療福祉大学<sup>3</sup>

Satoshi Nikaido, Satoshi Obata, Nobuhiro Watanabe

Miho Special Education School, KINOKO club, International University of Health and Welfare

keywords: 障害児、公園、インクルーシブ、ノーマライゼーション

## 研究背景と目的

障害の有無を問わず、人が皆、同じ地域で共生していくことは、インクルージョン、ノーマライゼーション、共生社会といった理念の中で共通した目標であり方向性である。すなわち、すべての人が、学校、職場、行政機関、商業施設、行楽施設などを快適にできる社会の実現を目指すことであり、その具体的かつ身近な例の1つが、公園の共同利用である。

本稿は、障害児や定型発達児の公園共同利用の促進がままならない現状の分析と、その解決にむけた方略を検討した。すなわち、行動分析学の理論に基づいて、障害の有無を問わない公園共同利用の実現にむけた方略を検討した。

## 方法

### 先行研究の分析

公園共同利用の障壁となる随伴性を、先行研究から読み解き、それへの有効な操作を考察した。

### 当事者としての分析

公園共同利用の障壁となる随伴性を、特別支援学校教諭や放課後等デイサービス事業所職員、定型発達児の保護者の立場から明らかにし、障壁を取り除くために有効な随伴性操作を考察した。

## 結果と考察

公園に出向く行動、あるいは障害児と定型発達児が公園を共同利用する行動が生起しない事態は少なくない。そのような事態を一瀬(2010)の研究をもとに、障害児を抱える親とその児の行動に焦点をあて、それら随伴性を検討した。一瀬(2010)は、不適切な療育が生じるメカニズムとして3事例の質的研究を行った。事例1と事例2では「母親が地域などの周囲との人間関係に傷つき、パワーを消失し、閉じこもりになってゆく」と指摘し、公園に行った際に何気なくされる「何歳ですか？」などの質問が正の弱化学態となり、家に中に閉じこもってしまうと紹介していた。また頭突きやひっくり返る、手をつながないでどこかに歩き出してしまふ、叫び声をあげるなど、子供の問題行動が外出を困難にしていることも指摘していた。これは問題行動が生じやすい外出場面を回避する結果として、外出行動が少なくなっている状態であると推測される。事例3では、自閉症を育てる母親が子供との交流を深められない寂しさを感じ、さらにその気持ちが周囲から理解されなかったり、それを咎められたりすることに傷つき「心を閉ざし、行動としても閉じこもることになる」と指摘していた。「暖簾に腕押し、張り合いがない、それがすごい悲しくて寂しくて」という語りからも、親と子の強化的な相互作用の欠如から、親子関係の課題や、地域社会からの断絶が起きていると推測できる。

以上のように、子供に関わる他者からの質問や注目が弱化学態になるケースや問題行動が起きやすい場面の回避の結果、として外出行動が抑制されるケース、親子のかかわりや地域参加が消去されているケースがあり、公園共同利用を含めた多様な外出行動が妨げられていることが考えられた。また、いずれの事例でも、夫などの重要な他者との関わりによって不適切な療育が改善されたと報告されていた。事例1では夫から「何よりもかわいしいし、自分の子には変わりがない」、「普通じゃなくても…」という言葉

によって、困難な状況があっても子供を受け入れられるようになったと報告していた。この事例から、家族や支援者から適切な機能的文脈(Cfunc)を教示することで、刺激機能の変換を促し、回避行動を止めることができることが示唆された。

次に、障害児が公園に出向く行動、また、障害児と定型発達児が共に公園に過ごす行動が生起する、公園共同利用事態の成立のために、彼らとの接点が高い3者、即ち、特別支援学校教員、放課後等デイサービス事業者職員、そして定型発達児の保護者のそれぞれの立場から、そのための方略を検討した。

特別支援学校教員の立場からは、障害児の公園利用に伴う教育目的の明確化、公園までの交通手段の整理・調整やそのための経費、資料作成を含む膨大な事前準備などが大きな障壁となっていると考えられた。障害児のみならず教員にとっても公園利用は強制的ではあるが、そのための教員らの準備行動が弱体化されていると考えられる。従って、公園共同利用を促進するためには、学校の近くに公園を整備するなど、事前準備の簡素化がまず必要である。

放課後等デイサービス職員の立場からは、利用児らと公園に出向いた際に定型発達児がすでに遊んでいた場合や、後から遊びにきた場合に、利用児と定型発達児とのトラブルが発生する可能性が大きな障壁となっていると考えられた。そのために、トラブルを予防するという観点から、定型発達児との公園の共同使用を意図的に回避することが多い。また職員1名につき複数の利用児をみることになり、トラブル予防に関する十分な配慮が難しいことも大きい。この障壁を解決するためには、例えば職員と利用児の割合ができるだけ1に近づき、すなわちマンツーマンに近い人員配置を実現することができれば、十分な配慮を配りつつ、公園の共同使用が可能となると考えられる。

定型発達児の保護者の立場からすると、公園に出向いた際に障害児がそこで遊んでいるに際し、自身の児とのトラブルに対する予期不安を抱くことによって、公園共同利用行動を回避ないし逃避することがあるといえる。それは、「もし障害児が衝動的な行動をして、うちの子がびっくりしたり、ショックを受けたり、最悪怪我をしたら大変」というような不安である。ただ、このような不安を全ての障害児との接近によって得るわけではない。大きな奇声や衝動的な行動が他者に接近してみられる可能性がある障害児に抱くのである。同時に、そのような特定障害児への対応方法を知らないがゆえに不安を抱くのである。よって、児らが一定距離離れることによって不安を除去ないし防止できたり、なんらかの方法によって障害児への対応方法の情報を得られたりすれば、公園共同利用行動は妨げられないといえよう。

これらの取り組みを機能的に働かせるためには、その地域の文化的要素をも考慮した上で、より具体的な事態の記述、形態、手続きを精査する必要があるだろう。インクルーシブでノーマライゼーションとなる地域社会を実現するためには、それへの変化過程を機能的に捉える必要があるだろう。

## 引用文献

一瀬早百合(2010)「障害のある乳幼児に不適切な療育が生じるプロセス-事例研究を通じて-」社会福祉, 51, 53-65